

別表第2（第23条、第30条、第34条関係）

種目	対象者	性能	基準額(円)	耐用年数
便器	常時介助を要する難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
特殊寝台	寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が対象者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な難病患者等	手すり、スロープ、歩行器等であって、対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000円	8年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
ネブライザー	呼吸器機能に障害がある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—
特殊便器	上肢機能に障害のある難病患者等	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年

動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装置が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	157,500円	3年
--------------------------	-------------------	---	----------	----
